

# 法律の 現場から

146

## 遺言書について の法改正

弁護士 篠原宏二

遺言書には、自分で作成する自筆証書遺言と公正証書遺言とがありま  
すが、自筆証書遺言について  
では、これまで全文を自分で書く必要がありました。  
しかし、全文を自書しなければならぬとすると負担  
が重いため、民法が改正され、添付する財産目録について  
は、パソコン等で作成することもできることになりました。  
ただ、偽造を防止するため、財産目録の各  
ページに署名押印することが必要です。

新しい方式による遺言

書の作成が認められるのは  
2019年1月13日から  
です。それ以前に作成する  
場合には、全文を自書する  
必要があります。  
遺言が利用しやすくな  
りましたので、相続人間で  
争いが生じるかもと思われ  
る場合にはその防止のため、  
遺言書を作成しておくこ  
ともいいと思います。

